

令和7年度 会計年度任用職員(障がい者) (通年勤務)採用試験案内

申込期間	令和6年11月25日(月)~12月20日(金)必着
申込先	必ず専用サイトからお申し込みください。 (市HPから記載のリンク先へ) 
試験	令和7年1月28日(火)に個人面接を実施。 ※予備日:令和7年1月31日(木) (試験時間については受付後に通知)
対象	障害者手帳をお持ちの方(18歳未満の方は受験不可)
職種	① 一般事務(週20時間勤務) ② 一般事務(週30時間勤務) ③ 一般事務(バリアフリー施策に関する事務)(週37.5時間勤務)

市の会計年度任用職員とは

茅ヶ崎市では、市の業務を効率的に行うため、会計年度任用職員を募集しています。
会計年度任用職員の方には、一定期間(任期1年以内)働いていただき、一般事務など市の仕事の一翼を担っていただきます。
これまでの知識経験を生かし、会計年度任用職員として働いてみませんか。

③一般事務(バリアフリー施策に関する事務)とは

茅ヶ崎市では、バリアフリー施策の推進を図るため、障がい者自らが一般事務のほか、公共施設等のバリアフリーの点検や心のバリアフリーの推進に関わる取組に直接的に従事する会計年度任用職員を募集しています。誰もが安心して過ごせるまちづくりを一緒にしませんか。

受験・申込に関するお問い合わせは
茅ヶ崎市 経営総務部 職員課 人財育成担当
電話 0467-81-7112(直通)

- ※ 受験申し込みの際に提出された書類は、お返しできません。
- ※ 電話、窓口での可否の問い合わせはできません。
- ※ 試験の結果は受験者全員に通知しますが、結果の公表につきましては、次のとおり、受験者本人が開示請求することができます。

開示請求できる人	開示内容	開示場所	開示期間
不合格者(本人のみ)	当該試験の順位	職員課人財育成担当	結果の通知日から1か月間

1 採用予定職種、職務の内容

職種	① 一般事務(週 20 時間勤務) ② 一般事務(週 30 時間勤務) ③ 一般事務(バリアフリー施策に関する事務)(週 37.5 時間勤務)
採用予定人数	①～③若干名
任用期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで(1 年間)
勤務日及び勤務時間(原則)	① 月曜日から金曜日までのうち週 4 日 8 時 30 分から 17 時 15 分までのうち 5 時間 ② 月曜日から金曜日までのうち週 4 日 8 時 30 分から 17 時 15 分までのうち 7.5 時間 ③ 月曜日から金曜日までの週 5 日 8 時 30 分から 17 時 15 分までのうち 7.5 時間
勤務場所	①・② 市役所内、市内公共施設など ③ 市役所内ほか市内現場巡りあり
日額報酬	① 6,350 円 ②・③ 9,525 円
社会保険、雇用保険、公務上の災害補償	①～③有

※記載の勤務日及び勤務時間・日額報酬等は、令和6年11月1日現在の任用予定であり、変更することがございます。

※外国籍の方も受験できますが、就職が制限される在留資格の方は採用されません。

※茅ヶ崎市の特別職の職員で非常勤の方(審議会等委員など)は採用されません。(令和 7 年 3 月 31 日までに任期が満了し、以降、その職を継続しない人を除く。)

※18 歳未満の方または以下のいずれかに該当する方は地方公務員法第 16 条により受験できません。

- ・禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・茅ヶ崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※報酬とは別に、規定により交通費を支給します。

※場合により、土日勤務(イベント等開催日)があります。

※勤務場所によっては、勤務日、勤務時間が異なります。

2 試験の方法

試験日	令和7年1月28日(火)	予備日:令和7年1月31日(木)
試験会場	茅ヶ崎市役所 本庁舎 5 階 研修室(予定)	
試験の方法	個人面接	
結果の通知	2 月中～下旬に通知予定。※詳しい日程、会場などは、別途通知。	

3 合格発表から採用まで

- (1)合格発表は、2 月中～下旬を予定しています。結果は受験者全員に郵送にて通知します。
- (2)令和 7 年 4 月 1 日採用予定者の配属先は、3 月実施予定の採用前説明会にてお知らせします。
- (3)申込書の「短期勤務の登録も希望」にチェックをしている場合には、4 月 2 日以降、臨時的な業務が発生した場合、選考のうえ、短期勤務をお願いすることがあります。

4 休日、年次休暇

- (1)休日は原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)です。
※職種・職場により、この限りではありません。
- (2)年次休暇は、法律に基づいて付与されます。
- (3)特別休暇(忌引等)は別途規程があります。